

令和8年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項

(大学におけるスポーツ活動・文化活動等振興への助成)

公益財団法人スポーツ安全協会

■助成の目的

我が国におけるスポーツ活動等（スポーツ活動、文化活動）の普及奨励を図ることを目的とする。

■助成対象者 大学

■助成対象事業及び助成金額

1. 助成対象事業

不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に実施する次の事業とする。

(1) 地域スポーツ・文化活動等振興モデル拠点事業

大学が、下記のテーマについて他大学や地方公共団体等関係団体と連携・協力して、申請大学を拠点とした新しいコミュニティの形成や社会課題の解決を図るモデル形成事業。成果目標（数値目標を含む）を定め、PDCAサイクルを効率的に運用し、3年間で目標達成を目指す事業。

【募集テーマ】

①大学を拠点としたスポーツ・文化コミュニティの創生

- ・大学の知と若者のエネルギーを活かし、人と人がスポーツや文化活動を通じて交わり集う場の創造

②ボランティアやサークル活動活性化のためのネットワーク・コミュニティの形成

- ・大学間や地域との連携によるボランティアやサークル活動活性化モデルの開発

(2) 大学サークル活動等支援事業

大学生が、大学の各種公認サークル等において、安全にスポーツ活動、文化活動等へ参加できる機会を提供する事業。

原則として、同一大学からは連続3回までとする。(令和6年度から適用)

【事業例】

大会や演奏会、交流試合（会）、研修会及び日常の練習等サークル活動全般に対する取組等

2. 助成金額

助成金額は、次のとおりとする。

(1) 地域スポーツ・文化活動等振興モデル拠点事業（助成総額（予定）：500万円）

- ・1事業上限250万円／1年

- ・助成期間は、原則３年間（令和８年度から１０年度）。

必要があると認められる場合は予算を繰り越すことができる。一方、進捗状況等によっては途中で助成を終了する場合もある。

（２）大学サークル活動等支援事業（助成総額（予定）：２，０００万円）

- ・１事業上限７０万円
- ・助成期間は、単年度（令和８年度）
- ・大学への機関助成とし、各サークルへの執行（配分）方法は、大学に一任する。

３．対象経費等

【対象経費】

- ・事業に直接必要な経費（諸謝金、旅費・交通費、賃借料、雑役務費、消耗品費、人件費（臨時雇用者に限る）等）
- ・（１）地域スポーツ・文化活動振興モデル拠点事業は、一般管理費（助成金の１０％以内）及び備品費（助成金の上限（総額）は５０万円とし、備品台帳等での管理が条件）。
- ・（２）大学サークル活動等支援事業は、サークル支援費などの費目での計上も可。

【対象外経費】

- ・懇親会、パーティに要する飲食等の経費
- ・保険料
- ・備品費（３万円以上） ※（２）大学サークル活動等支援事業に限る。
- ・団体運営のための経常的経費（設備費、給与等）

※他の補助金や助成金等との併用は可能であるが、活動内容や経費の棲み分けがされていること。

■助成対象（事業実施）期間

各種事業の助成対象期間は、以下のとおりとする。

（１）地域スポーツ・文化活動振興モデル拠点事業

令和８年４月１日から令和１１年３月１０日（３か年）までに実施される活動。

ただし、助成金額は、毎年度の申請書（中間報告書等）を審査の上、決定。

（２）大学サークル活動等支援事業

令和８年４月１日から令和９年３月１０日までに実施される活動。

■応募方法

【Graain（グラライン、電子申請システム）から申請】

１．対象事業

- （１）地域スポーツ・文化活動等振興モデル拠点事業
- （２）大学サークル活動等支援事業

2. 応募手続き

- ・応募に当たっては、Graain から申請すること（郵送、メール不可）。

手続き方法は、以下の「電子申請システム「Graain」の利用方法」を参照の上、申請書等を作成し、提出してください。

- ・申請書には、下記の書類を作成又は添付する必要があるので準備して提出すること。

（必須項目）

①事業計画書（Graain から入力）

②事業予算書（協会様式、Excel 形式）

（条件に合致する場合）

①関係資料：事業の概要が分かる資料（様式自由、PDF 形式）

（条件）前年度に同種の事業を行っている場合、申請内容の補足を希望する場合

- ・（2）大学サークル活動等支援事業計画書の「スポーツ安全保険の周知」欄は、下記より選択（複数選択可）し、「その他」を選択した場合は具体的な内容を記載すること。

（例：①ーア・ウ、②ーア、③ーイ）

項 目	具体的な内容等
①学内広報	ア. HP やポータルサイト等で周知 イ. ポスターの掲示 ウ. チラシの配布 エ. 掲示板に掲示 オ. その他（ ）
②制度の紹介	ア. 学生便覧や学生生活の手引き等で紹介 イ. サークル代表者等を対象とした会議や研修会等で説明 ウ. サークル団体等を対象とした説明会を開催し説明 エ. スポーツ安全保険加入を推奨 オ. スポーツ安全保険の加入を義務化 カ. その他（ ）
③加入手続き、確認	ア. スポーツ安全保険の加入手続きは希望するサークル単位。大学はサークル活動の届出時等に確認 イ. スポーツ安全保険の加入手続きは希望するサークル単位。大学は費用の一部を補助 ウ. スポーツ安全保険の加入手続きは大学で一括 エ. スポーツ安全保険の加入手続きは大学で一括。費用の一部を補助 オ. スポーツ安全保険の加入手続きは大学で一括。費用も大学で全額負担 カ. その他（ ）

3. 応募期間

令和7年11月4日～令和7年12月25日16時（時間厳守）

4. 応募（申請）は、1大学につき各事業1件まで。

電子申請システム「Graain」の利用方法

- ①「Graain」に新規アカウントを作成する。アカウントはGoogle以外で作成すること。

<https://www.service.graain.net/Cq4Xv/general/login>

※既に、Graainのアカウントを所有している場合は、新規アカウントの登録は不要。既存のアカウントでログインすること。

- ②ログイン後、申請者用 Home 画面に表示される助成プログラム一覧の中から、次のいずれかの事業を選択する。

- ・地域スポーツ・文化活動等振興モデル拠点事業
- ・大学サークル活動等支援事業

- ③画面の指示に従って必要情報を入力の上、該当する提出書類のファイルを添付し申請画面から提出する。

<注意>

※応募以降の連絡や問い合わせは、原則として Graain にて通知するので、必ず同システム内の通知を確認すること。

なお、Graain にアカウント登録する E-mail は、団体アドレス等複数人で確認できるものを奨励する。

<参考>

詳しくは、以下のマニュアルを参照ください。

- ・Graain 新規アカウント登録マニュアル
- ・Graain 利用操作マニュアル

■選定方法

本会審査委員会で審査の上、決定する。

なお、助成金交付申請額は査定（減額）されることがある。

■採択基準

（１）地域スポーツ・文化活動振興モデル拠点事業

- ・申請大学が拠点となり、他大学や地方団体等と連携し、スポーツ活動、文化活動等の推進に寄与することが期待できる事業であること。
- ・事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること。
- ・事業を実施するための専門的知識や実績などを有し、実施体制が構築されていること。

- ・成果目標が明確であり、かつ成果目標の達成に向けた各年度の具体的な事業計画や予算計画が示され、事業の実現可能性が高いこと。
- ・助成事業終了後も自立的な持続可能性が期待できること。
- ・安全に実施するための配慮事項が明確であること。

(2) 大学サークル活動等支援事業

- ・大学生が多種多様な活動（スポーツ活動・文化活動）へ参加する機会の提供に寄与することが期待されること。
- ・事業計画・予算の内容が明確で熟度が高く、また、実施体制も構築され、事業の実現可能性が高いこと。
- ・安全に実施するための配慮事項が明確であること。
- ・安全の確保のため、スポーツ安全保険の効果的な周知に取り組んでいること。

■採択必須条件：

1. 事業の目的が達成されるよう十分な計画と準備の上、参加者が生涯を通じてスポーツや文化活動等に親しむ契機となるよう努めること。
2. 参加者が安全・安心に参加できる状況で実施すること。その際、傷害保険や賠償責任保険など活動に応じて必要な保険に加入すること。
3. 助成対象に採択された事業は、採択の条件として、下記による助成金交付の告知及び広報を必ず行うこと。
 - ・開催要項、看板、プログラム等には、『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』の記載（※）をすること。
 - ・大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告（※）を掲出すること。
 - ・大会等ホームページには、「スポーツ安全保険」のバナー（※）を貼付すること。
 - ・開催要項、大会プログラム等を作成しない場合は、「広告チラシ」（※）を配布すること。
 - ・SNS等を活用した活動の広報を行うこと。

上記、※印については、採択時に連絡する。

■応募～助成期間終了まで

- ・応募受付期間 : 令和7年11月4日～令和7年12月25日16時
- ・助成の決定・通知 : 令和8年3月上旬（予定）
申請書の返却及び審査の経緯や結果の問合せは、受け付けない。
- ・助成事業の開始 : 令和8年4月1日
- ・助成金の交付 : 令和8年6月上旬（予定）

■助成期間終了後

1. 実績報告書の提出 Graain（グラーイン、電子申請システム）
実績報告書は、Graain から提出すること（郵送、メール不可）。
手続き方法等については、採択後に別途連絡する。

(1) 地域スポーツ・文化活動振興モデル拠点事業

- ①事業実施年度毎に事業報告書（令和8、9年度：中間報告書、令和10年度：実績報告書）を提出すること。

なお、中間報告の内容や今後の方針等について、ヒアリングを行うことがある。

②報告書等の提出期限

（中間報告書等）

- ・令和8年度事業分：令和9年4月9日（厳守）
- ・令和9年度事業分：令和10年4月10日（厳守）

（実績報告書等）

- ・実績報告書：令和11年4月10日（厳守）

(2) 大学サークル活動等支援事業

①報告書等の提出期限

事業終了後30日以内若しくは令和9年4月9日のいずれか早い日（厳守）

■留意事項

1. 申請書の返却及び審査の経緯や結果についての問合せは、受け付けない。
2. 次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ① 対象事業を中止又は廃止した場合
 - ② 報告書の提出を怠った場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記述を行った場合
 - ④ 決算で剰余金が生じた場合
 - ⑤ 助成事業で購入した備品を目的外で使用した場合
 - ⑥ 上記「採択必須条件」の取り扱いを怠った場合
3. (2) 大学サークル活動等支援事業の助成金の交付を受けることができるのは、原則として同一大学からは連続3回までとする。（令和6年度から適用）
4. 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリングを行う場合、あるいは、成果の普及、成果発表及び情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は、協力すること。

■個人情報の取扱い

1. 提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取り扱う。
2. 助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表する。

■お問合せ先

公益財団法人スポーツ安全協会 助成担当（根本、高橋）

メール：josei@spoan.or.jp

電話：080（8025）3002（平日10時～16時）